

業 務 委 託 契 約 書

- 1 委託業務の名称 中堀・小保川 排水樋管の操作 (点検整備を含む)
- 2 契約期限 自 平成27年 4月 1日
至 平成28年 3月31日
- 3 契約金額 金 円也 別紙内訳書第1号のとおり
- 4 実施地 常総市 新石下 地先
(八間堀川 右岸)

上記の委託業務について、委託者、常総市長 高杉 徹 と 受託者
[] とは、次の条例により受託契約を締結し、信義に従って誠
実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作り、当事者記名捺印のうえ、各自1通を
保有する。

平成27年 4月 1日

委託者 茨城県常総市水海道諏訪町3222番地3
常総市
常総市長 高杉 []

受託者 常総市 []
[]

(総 則)

第1条 受託者(「以下乙」という。)は別添中堀・小保川排水樋管操作要領に
基づき頭書の業務委託料(単価)を以て頭書の委託業務(以下「業務」とい
う。)を行わなければならない。

(目 的)

第2条 乙は中堀・小保川排水樋管操作要領に基づき中堀・小保川排水樋管を操
作し、八間堀川の洪水等の雑排水路への逆流を防止することを目的とする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、この契約により生ずる権利、若しくは義務を第三者に譲渡し、
または承継させてはならない。

ただし、委託者(以下「甲」という。)の書面による承諾を得た場合は、
この限りでない。

(代理者の選任)

第4条 乙は、相当の理由のある場合には、別途甲の承諾を得て乙の選任する
者(以下「代表者」という。)に、この契約の全部または一部を履行させる
ことが出来る。

この場合の代理人は、複数によることを妨げない。

2 甲は前項の代理人が業務の履行上不相当であると認めるときは、乙に対
してその理由を明示し、その変更を求めることが出来る。

(契約以外の行為の禁止)

第5条 甲は乙に対してこの契約以外の行為を行わせてはならない。

(損害賠償)

第6条 業務の実施によって生じた障害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、
甲が負担する。

ただし、その損害の発生が、乙又は第4条に定めた代理人の責に帰する理
由による場合は、乙又は、代理人の負担とする。

(油脂の給付)

第7条 甲は、この契約を履行するために必要な油脂を、乙に無償で給付しな
なければならない。

2 乙は、給付品を善良な管理者の注意義務を以て保管し、取り扱わなけれ
ばならない。

3 乙の故意によって給付品を減じた場合は、乙は、甲の指定した期間内に
その損害を賠償しなければならない。

4 給付品の精算は委託期間最終日に行うものとする。

(報告書の提出)

第8条 乙は、中堀・小保川排水樋管操作要領第8条に基づく日報を作成し、1

ヶ月分をまとめて、翌月の2日までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、洪水時に樋管を操作したときは、当該洪水の終了後に、その経過を遅滞なく甲に通告しなければならない。

3 乙は、樋管の維持並びに危険防止のため、特に必要と認められるときは、遅滞なく甲に通告しなければならない。

(委託料の支払)

第9条 乙は、第8条の規定に基づき契約期間終了後、甲に対し委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受理したときは、30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(契約の解除)

第10条 甲は、この不正または不誠実な行為等は、やむを得ない理由があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、樋管の廃止等によってこの契約を継続することが不必要となった場合は、あらかじめ乙に申し出て、この契約を解除することができる。

3 乙は、疾病その他の理由によって、この契約を継続することが困難であると認められるときは、あらかじめその旨を甲に申し出なければならない。

(契約の変更)

第11条 この契約の内容を変更する必要があるときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(その他)

第12条 この契約書の内容に疑義を生じた場合又は、この契約に規定されていない事項、若しくは、この契約によることが出来ない事由が発生した場合は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

10/10/10

10/10/10

中堀・小保川 排水樋管操作要領

(操作の目的)

第1条 樋管の操作は 八間堀川 の洪水が 雑排水路 への逆流を防止することを目的とする。

(洪水時における操作の方法)

第2条 洪水時における操作は、樋管直上下流の水位標によって、次により行うものとする。

- (1) 八間堀川から雑排水路への逆流が始まるまでの間は樋管のゲートを全開にしておくこと。
- (2) 八間堀川から雑排水路への逆流が始まる時点で樋管のゲートを全閉すること。
- (3) 樋管のゲートを全閉している時に、樋管の直上流の水位が直下流の水位より高くなったときには、速やかにゲートを開くこと。

(平常時における操作の方法)

第3条 平常時においては、ゲートを全開にしておくものとする。

(操作に関する記録)

第4条 樋管を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始、終了の年月日及び時刻。
- (2) 天候、水位、及び流量の状況。
- (3) ゲートの名称、及び開度。
- (4) その他参考となるべき事項。

(洪水警戒体制)

第5条 次の事項に該当するときは、直ちに必要な機械器具等の点検を行い、直ちに操作できる体制をとるものとする。

- (1) 常総市長から指示があったとき。
- (2) 上流域の降雨状況により、洪水が発生する恐れがあるとき。

(洪水警戒体制の解除)

第6条 洪水警戒体制は、水位が下降し、洪水の恐れがなくなったときは、解除するものとする。

(点検及び整備)

第7条 樋管を操作するために必要な機械器具については、6月から10月は毎月2回、その他の時期においては、毎月1回点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(日報等)

第8条 樋管の操作及び点検整備を行ったときは、日報及び月報を作成するものとする。

(報告)

第9条 前条の日報及び月報は1ヶ月毎に取りまとめ、常総市長に報告するものとする。

この要領は、平成27年 4月 1日から施行する。

様式第1号

内 訳 書

1 平常時点検単価

委託施設名称	契約単価(円)			実施地
	A施設	B施設	C施設扱い	
中堀・小保川			¥19,400 (2ヶ所分)	八間堀川

2 洪水体制出勤単価

種 別	時 間	単 価	備 考
待 機	1	¥800	48時間以内の時間当たり
	1	¥400	48時間以後の時間当たり
操 作	1	¥3,030	午後10時から午前5時までの時間当たり
	1	¥2,420	前記以外の時間

